

勧告等措置区分（台風等対策）

阪神港（神戸区、尼崎西宮芦屋区）

「第二体制(大型船等避難勧告)」の措置内容

- 1 10,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避泊すること。
- 2 1,000 総トン以上の船舶(フェリー等を除く。)は原則として入港を見合わせる。
- 3 工事作業船等は作業等を中止し安全な場所に避難すること。
- 4 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時機を失することがないように避泊を開始すること。
- 5 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - (3) A I S 搭載船舶の A I S 常時作動を確認すること。

「第二体制(全船舶避難勧告)」の措置内容

- 1 1,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保船等万全の措置をとること。
- 2 1,000 総トン未満の船舶は、港内等の安全な場所に避難し厳重な警戒措置をとること。
- 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - (3) A I S 搭載船舶の A I S 常時作動を確認すること。

「第二体制(錨泊自粛勧告)」の措置内容

- 1 100 総トン以上の船舶は、神戸空港から 3 海里以内の海域(錨泊自粛海域図)に錨泊しないこと。
- 2 神戸空港から 3 海里以内の海域(錨泊自粛海域図)に錨泊中の 100 総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。

ただし、次の船舶を除く。

 - ①人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊する船舶。
 - ②海上保安庁の船舶。
 - ③船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊するものとして阪神港長が認めた船舶。
 - ④前各号に掲げるもののほか、阪神港長が認めた船舶。
- 3 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - (3) A I S 搭載船舶の A I S 常時作動を確認すること。